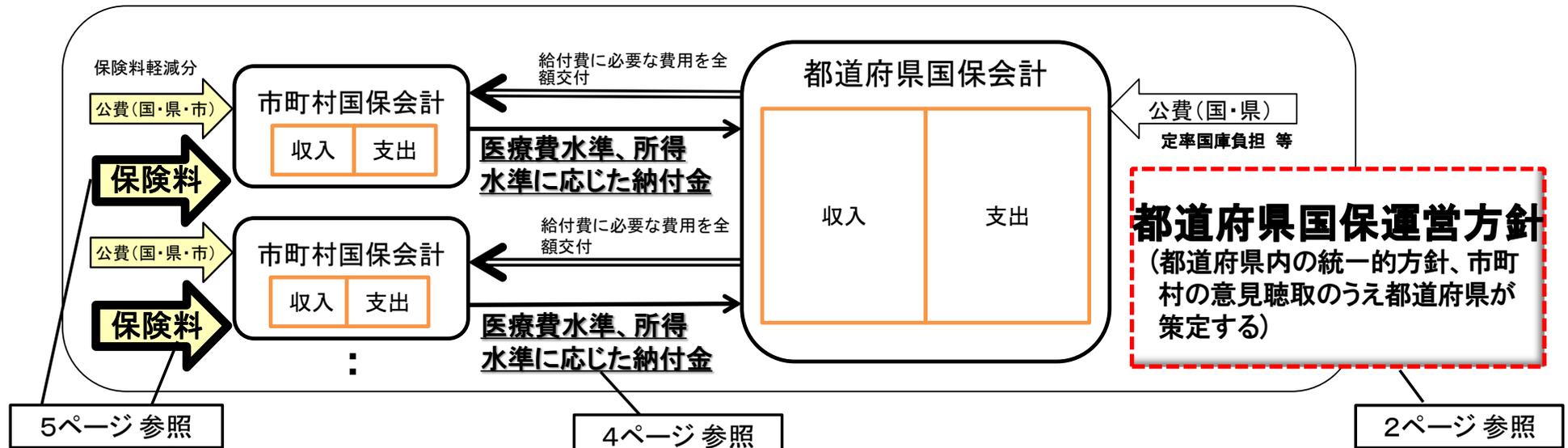


# 国民健康保険の都道府県単位化について

資料6

## 都道府県化後(平成30年4月～)の国保運営の仕組み



### 市町村の役割

- ・ 資格管理 (被保険者証等の発行)
- ・ 保険料率の決定、賦課・徴収
- ・ 保険給付
- ・ 保健事業
- ・ 国保運営協議会の設置、運営

### 都道府県の役割

- ・ 財政運営責任と国保事業運営の中心的役割
- ・ 市町村ごとの納付金を決定
- ・ 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・ 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・ 市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進
- ・ 国保運営協議会の設置、運営

# 都道府県国民健康保険運営方針について

都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収等は引き続き担うこととされている。新制度において、都道府県と市町村が一体となって財政運営、保険給付などの事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が市町村の意見を聴いた上で、県内統一的な国保の運営方針を定めることとされている。

## 主な記載事項

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
  - ・医療費動向と将来的な見通し、財政収支の改善に係る基本的な考え方など
- (2) 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
  - ・標準的な保険料算定方式、標準的な収納率など
- (3) 市町村における保険料徴収の適正な実施に関する事項
  - ・収納率目標の設定、収納対策の強化
- (4) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
  - ・レセプト二次点検の共同実施、県による不正利得の徴収など

## 今後の予定

平成29年3月	運営方針（素案）
4月	市町村に対し意見聴取
5月	宮城県国保運営協議会（運営方針案諮問）
11月	〃（答申）
	運営方針決定

# 国保事業費納付金及び保険料の算定について

## 国保事業費納付金について

- 納付金総額（医療費分）は、都道府県が医療給付費等の見込みを立て、定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、納付金で集めるべき総額を算定する。
- その後、年齢調整後の医療費水準による調整、所得水準による調整、県内全体に占める各市町村の被保険者数及び世帯数の割合に応じて各市町村へ納付金を配分する。
- 医療費水準による調整は、提供される医療サービス水準の違いなどから、各市町村の医療費水準に差があること、市町村の医療費適正化機能が発揮される必要があることから行うものである。
- 所得による調整は、各市町村の所得に応じた保険料配分となるよう行うものである。これにより、医療費水準が同じ市町村の場合、所得水準が低い市町村には納付金は少なく、所得水準が高い市町村には納付金が多く配分される。

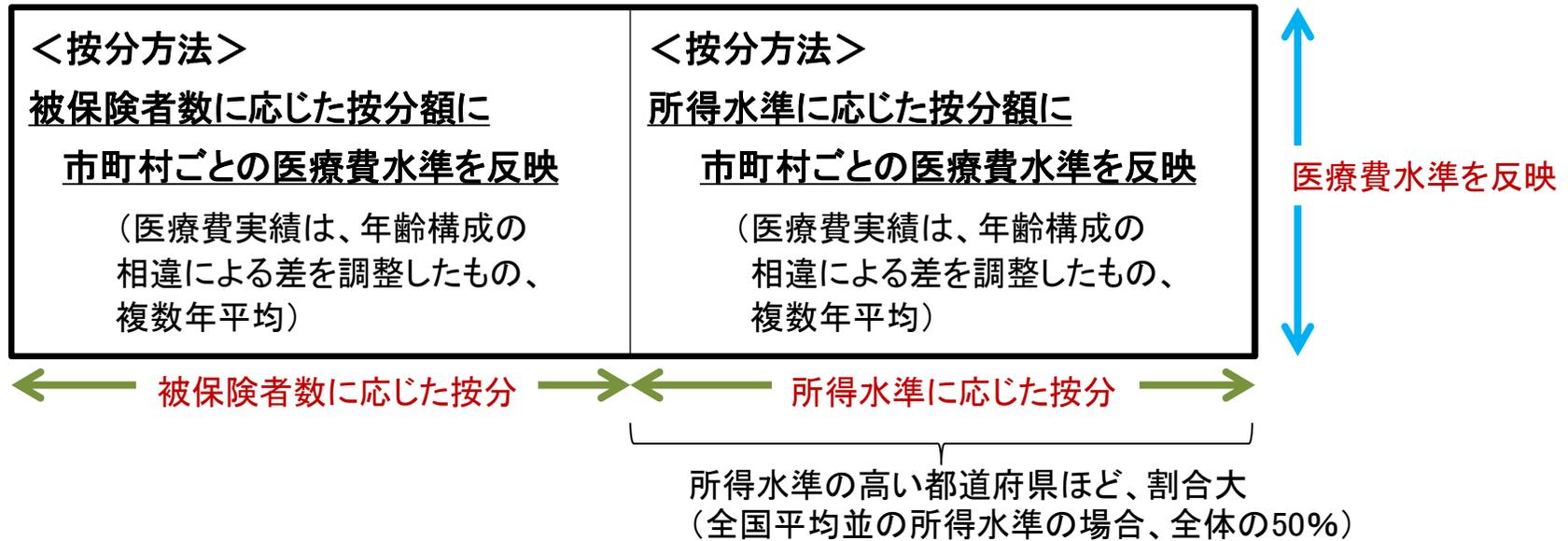
## 保険料の算定について

- 都道府県は、統一の算定方式や収納率を設定し、納付金を集めるために必要な標準的な保険料率を示すこととなっている。このねらいは、標準的な住民負担を「見える化」することや将来的な保険料水準の統一に近づけていくことである。
- 市町村は、示された保険料率を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収する。

## 国保事業費納付金の市町村への配分(イメージ)

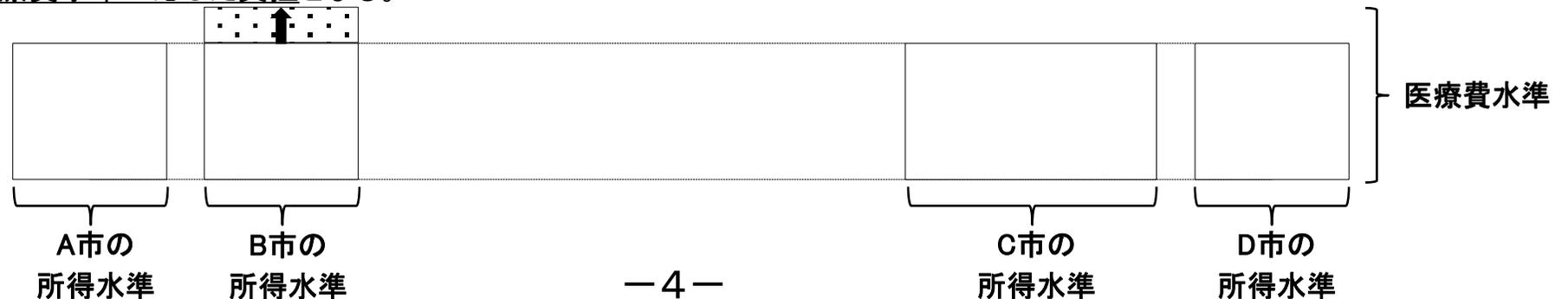
- 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

〈市町村の納付金額〉



- 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

- 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。



# 国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み（イメージ）

- 都道府県は、
  - ・ 医療給付費等の見込みを立て、**市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）**  
 ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
  - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて**市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）**
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、**それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）**

